

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

緑地の保全に関する重要な調査及び研究についても茅ヶ崎市緑のまちづくり基金を活用できるようにすることにより、緑地の保全をより推進するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項

3 条例の概要

- (1) 基金は、本市に存する緑地を市民共有の財産として保全するために必要な事業の経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第5条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(基金)

- 第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。
- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。
 - 3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
 - 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。
 - 5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
 - 6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
 - 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
 - 8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

1 提案の理由

こども家庭庁設置法の制定による子ども・子育て支援法等の改正に伴い、所要の規定を整備する等のため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項、第46条第2項並びに第77条第1項及び第3項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係

所要の規定を整備することとした。（第4条、第6条から第8条まで、第13条、第15条、第20条、第35条から第37条まで、第39条、第51条、第52条関係）

- (2) 茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例関係

ア 規定を整備することとした。（第6条関係）

イ 所要の規定を整備することとした。（第1条関係）

- (3) 茅ヶ崎市立保育園条例関係

所要の規定を整備することとした。（第13条関係）

- (4) 茅ヶ崎市障害児通所施設条例関係

所要の規定を整備することとした。（第13条関係）

- (5) 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム条例関係

所要の規定を整備することとした。（第13条関係）

- (6) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)	
<p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育又は保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家</p>	<p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育又は保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家</p>

族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 略

5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2 略

3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 略

(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 略

5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2 略

3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 略

(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）

57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 略

(5) 略

5 略

6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）

57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 略

(5) 略

5 略

6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条 _____ の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 略

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)

↳ 略

(3)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)

↳ 略

(11)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるの

(4) 略

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)

↳ 略

(3)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)

↳ 略

(11)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるの

は「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区

は「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区

分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定

分」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号 _____ に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定

子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 略

4 略

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認

子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 略

4 略

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認

定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教

定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教

育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

(茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部改正)
(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども育成部において処理する。

(茅ヶ崎市立保育園条例の一部改正)
(特別保育を利用することができる者)

第13条 略

2 略

3 病後児保育を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 略

イ 子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、市内の保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。）若しくは認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）に入所し、又は市内の家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を行う事業所において保育を受けていること。

(2)

育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども育成部保育課において処理する。

(特別保育を利用することができる者)

第13条 略

2 略

3 病後児保育を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 略

イ 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもであって、市内の保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。）若しくは認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）に入所し、又は市内の家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を行う事業所において保育を受けていること。

(2)

） 略

(4)

(茅ヶ崎市障害児通所施設条例の一部改正)

(利用料金)

第13条 略

2 利用料金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第10条第1項第1号に掲げる児童にあっては、法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該児童発達支援に要した費用（同条第1項に規定する内閣府令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に児童発達支援に要した費用の額）に通所特定費用の額を加えた額

(2) 略

3 略

(茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム条例の一部改正)

(利用料金)

第13条 略

2 利用料金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第10条第1項第1号及び第2号、第2項第1号並びに第3項第1号に掲げる者にあつては、法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援に要した費用（同条第1項に規定する主務省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に生活介護、就労移行支援又は就労継続支援に要した費用の額）に特定費用の額を加えた額

(2) 略

3 略

） 略

(4)

(利用料金)

第13条 略

2 利用料金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第10条第1項第1号に掲げる児童にあっては、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該児童発達支援に要した費用（同条第1項に規定する厚生労働省令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に児童発達支援に要した費用の額）に通所特定費用の額を加えた額

(2) 略

3 略

(利用料金)

第13条 略

2 利用料金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第10条第1項第1号及び第2号、第2項第1号並びに第3項第1号に掲げる者にあつては、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援に要した費用（同条第1項に規定する厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に生活介護、就労移行支援又は就労継続支援に要した費用の額）に特定費用の額を加えた額

(2) 略

3 略

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○児童福祉法（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）第2条の規定による改正前のもの）

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定保護者が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）又は指定発達支援医療機関（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。

② 障害児通所給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)を合計した額

二 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③ 家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)第25条の規定による改正前のもの)

(介護給付費又は訓練等給付費)

第二十九条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

2 指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)に受給者証を提示して当該指定障害福祉サービス等を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)を合計した額

二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

4 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があつたものとみなす。

- 6 市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 7 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、介護給付費及び訓練等給付費の支給並びに指定障害福祉サービス事業者等の介護給付費及び訓練等給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○子ども・子育て支援法（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）第33条の規定による改正前のもの）

（特定教育・保育施設の基準）

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下この号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）である場合に限る。）

二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（第五十八条の四第一項第二号及び第三号並びに第五十八条の九第二項において「設置基準」という。）（幼稚園に係るものに限る。）

三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十七条第一項第一号において同じ。）

二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定

めるもの

- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(特定地域型保育事業の基準)

第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十七条第一項第二号において同じ。）
 - 二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、特定地域型保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
- 5 特定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第四十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村

の条例で定める。

- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

第十八条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 前項に定めるもののほか、地方厚生局は、こども家庭庁の所掌事務のうち、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第四条第一項第二号、第四号、第五号、第八号、第十二号、第十三号及び第十六号に掲げる事務（次条第二項において「こども家庭庁事務」という。）を分掌する。

3 前二項に定めるもののほか、地方厚生局は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

4 地方厚生局は、第二項の規定により分掌する事務については、こども家庭庁長官の指揮監督を受けるものとする。

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定により地方厚生局が分掌する事務の処理に関し必要な事項は、内閣総理大臣と厚生労働大臣が協議して定める。

6 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、内閣総理大臣が告示するものとする。

第十九条第一項中「所掌事務」の下に「（前条第二項及び第三項に定めるものを除く。第五項において同じ。）」を加え、同条第五項中「前条第二項の規定は、第二項」を「前条第四項から第六項までの規定は第二項の規定により地方厚生支局が分掌する事務について、同条第七項の規定は第三項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、こども家庭庁事務を分掌する。

第二十一条第一項中「第百二号、第百六号及び第百十一号」を「第九十九号、第百四号及び第百九号」に改める。

附則第二項中「第四条第一項第八十五号」を「第四条第一項第七十七号」に改める。
（復興庁設置法の一部改正）

第四十六条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。
附則第三条第一項の表少子化社会対策基本法（平成十五年法律第三百三十三号）の項中「第十九条第三項」を「第十九条第三項第二号」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）
第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（少子化社会対策基本法の一部改正に伴う経過措置）
第五条 この法律の施行の際現に第二十四条の規定による改正前の少子化社会対策基本法第十八条第一項の規定により置かれていた少子化社会対策会議は、第二十四条の規定による改正後の少子化社会対策基本法第十八条第一項の規定により置かれる少子化社会対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置）
第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条の規定により置かれていた子ども・若者育成支援推進本部は、第二十七条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進本部は、第二十七条の規定により置かれる子ども・若者育成支援推進本部となり、同一性をもって存続するものとする。

（子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第七条 この法律の施行の際現に第三十四条の規定による改正前の子ども貧困対策の推進に関する法律第十五条第一項の規定により置かれていた子ども貧困対策会議は、第三十四条の規定による改正後の子ども貧困対策の推進に関する法律第十五条第一項の規定により置かれる子ども貧困対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第八条 この法律の施行の際現に第四十条の規定による改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第十六条第一項の規定により置かれていた旧優生保護法一時金認定審査会（次項において「旧審査会」という。）は、第四十条の規定による改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（次項において「改正後旧優生保護法一時金支給法」という。）第十六条第一項の規定により置かれる旧優生保護法一時金認定審査会（次項において「新審査会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審査会の委員である者は、この法律の施行の日に、改正後旧優生保護法一時金支給法第十七条第二項の規定により、新審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、改正後旧優生保護法一時金支給法第十九条第一項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（政令への委任）
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 内閣総理大臣 岸田 文雄
- 総務大臣 金子 恭之
- 法務大臣 古川 禎久
- 文部科学大臣 末松 信介
- 厚生労働大臣 後藤 茂之
- 経済産業大臣 萩生田光一

第二十四条第一項第一号中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。
第二十七条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改め、同条第三項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、及び」を「並びに」に改め、「あらかじめ、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については」及び「前項第一号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。

第二十八条第一項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第三項中「を定め、又は変更しようとするとき、」あらかじめ、第一項第二号の内閣府令については」及び「前項第二号及び第三号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。

第二十九条第四項中「あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。
第三十条第一項中「第十九条第一項第二号又は」を「第十九条第二号又は」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第四号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中「を定め、又は変更しようとするとき」を削り、「から第四号まで」を「及び第四号」に改め、あらかじめ、第一項第二号及び第四号の内閣府令については」及び「前項第三号の基準については厚生労働大臣に、同項第二号及び第四号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。

第三十条の四第二号及び第三号並びに第三十条の五第七項各号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。
第三十一条第一項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、同条第二項中「あらかじめ、第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

第三十二条第一項中「あらかじめ」を削る。
第三十三条第二項中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第三項中「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、同条第四項中「第四十五条第四項」を「第四十五条第三項」に改める。
第三十四条第三項第一号中「第七十七条第一項第一号」を「第七十二条第一項第一号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、」あらかじめ、及び「及び厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。

第四十三条第一項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改め、同条第二項中「あらかじめ、第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。
第四十四条中「あらかじめ」を削る。
第四十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第四十六条第三項第一号中「第七十七条第一項第二号」を「第七十二条第一項第二号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、」及び「あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。

第五十二条第一項第一号及び第五十五条第一項中「第四十五条第六項」を「第四十五条第五項」に改める。
第五十八条の四第一項第六号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削る。
第六十条第三項中「あらかじめ」及び「厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。
第六十一条第二項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、同条第七項中「あらかじめ、第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同条第八項及び第九項中「あらかじめ」を削る。
第六十二条第二項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第五項中「あらかじめ、第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。
第六十六条の三第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。
第七十条第三項中「あらかじめ」を削る。
第七章の章名を次のように改める。
第七章 市町村等における合議制の機関
第七十二条から第七十六条までを削る。
第七十七条の見出しを削り、第七章中同条を第七十二条とする。
第八章中第七十八条を第七十三条とし、第七十九条を第七十四条とし、第八十条を第七十五条とし、同条の次に次の一条を加える。
(権限の委任)
第七十六条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。)を子ども家庭庁長官に委任する。
2 子ども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。
第八十一条を削り、第八十二条を第七十七条とする。
第九章中第八十三条を第七十八条とし、第八十四条から第八十七条までを五条ずつ繰り上げる。
附則第九条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第二項中「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。
附則第十四条第五項中「あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削る。
(子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正)
第三十四条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「内閣府」を「子ども家庭庁」に改める。
第十六条第三項を次のように改める。
3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
第十六条第四項中「内閣府」を「子ども家庭庁」に改める。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
 第七十七条第一項中「規定する」を「よる主務大臣の権限であつて、前条第一項の規定により」に、「権限」を「権限とされるもの」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律による主務大臣の権限であつて、前条第一項ただし書の規定により内閣総理大臣の権限とされるもの（政令で定めるものを除く。）は、こども家庭庁長官に委任する。

4 前項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

第百八条及び附則第二条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第二十六条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十八條・第三十九條」を「第三十九條・第四十條」に改める。

第三条第二項第一号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改め、同条第八項第一号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

第十条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十三条第三項中「子ども・子育て支援法第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「こども家庭審議会」に改める。

第十五条第一項中「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第十七条第六項第一号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

第三十六条第一項中「、文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「及び文部科学大臣」に改める。

第三十九条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とし、第五章中第三十七条を第三十八条とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）
 第三十七条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

2 こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正）
 第二十七条 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

第二十九条第二項を削る。

第三十条第一項中「並びに」を「及び」に、「第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項」を「第十一條の三」に改める。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正）
 第二十八条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の一部を次のように改正する。
 第二十三条第一項及び第二十七条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十二条（見出しを含む。）中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則第三条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）
 第二十九条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「同条第二項」を「児童福祉法第四十五条第二項」に改める。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）
 第三十条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第三十条中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）
 第三十一条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第三項各号、第六条第一項及び第二項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条第二項、第二十七条第一項並びに第三十一条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十四条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十六条（見出しを含む。）中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正）
 第三十二条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項中「第四条第一項第二十八号」を「第四条第一項第二十七号」に改める。

（子ども・子育て支援法の一部改正）
 第三十三条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「子ども・子育て会議等（第七十二条―第七十七条）」を「市町村等における合議制の機関（第七十二条）」に、「第七十八条―第八十二条」を「第七十三条―第七十七条」に、「第八十三条―第八十七条」を「第七十八条―第八十二条」に改める。

第十九条第二項を削る。

第二十条第一項中「前条第一項各号」を「前条各号」に、「同項各号」を「同条各号」に改め、同条第三項中「前条第一項第二号」を「前条第二号」に改め、同条第四項中「前条第一項各号」を「前条各号」に改める。

第二十三条第一項中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第四項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

第五条第一項から第十六項まで及び第十九項から第二十三項までの規定中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二十五項中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「車いす」を「車椅子」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二十七項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第十一条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。
第十一条の第二項及び第四項、第十九条第三項及び第四項、第二十条第一項から第五項までの規定、第二十二條、第二十三條、第二十四条第一項及び第二項並びに第二十五条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第二十九条第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第三項第一号及び第六項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第八項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第三十条第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第三項各号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第三十一条第一項、第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第二項、第三十六条第一項、第二項、第三項第六号ただし書、第七号及び第九号並びに第四項、第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項、第四十一條の二第一項、第二項及び第五項、第四十三條第三項、第四十四條第三項並びに第四十六條中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第四十七條の二第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。
第五十一条の二第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項第四号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改める。

第五十一条の三第一項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十一条の六第一項、第五十一条の七、第五十一条の八、第五十一条の九第一項及び第二項並びに第五十一条の十第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第五十一条の十四第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第六項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第八項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十一条の十五第一項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第五十一条の十七第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第七項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十一条の十八第一項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第五十一条の十九第一項、第五十一条の二十第一項、第五十一条の二十三第一項及び第二項、第五十一条の二十四第一項及び第二項、第五十一条の二十五、第五十一条の二十八第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号並びに第五十一条の二十九第一項第三号及び第四号並びに第二項第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第五十一条の三十一第一項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項第五号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二十五項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改める。
第五十一条の三十二第二項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第五十一条の三十三第一項中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣等」を「主務大臣等」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第五十三条第一項、第五十四条、第五十五条、第五十六条第一項及び第二項並びに第五十七条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第五十八條第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第三項第二号及び第三号並びに第四項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。
第五十九條第一項及び第二項第一号中「厚生労働省令」を「主務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるほかを加える。
第六十一条中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第六十二条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。
第六十四条、第六十九条第二号、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十三条第四項及び第五項並びに第七十四条中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第七十六条第一項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第六項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第七十六条の二第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。
第七十六条の三第三項、第二項及び第八項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第七十七条第一項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項第六号中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第九号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第七十七条の二第三項及び第四項、第七十八条第一項、第七十九条第二項から第四項までの規定、第八十条第二項、第八十三条第三項並びに第八十四条第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第八十七條第一項及び第四項から第六項までの規定、第八十九条第九項並びに第九十条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。
第九十六条に後段として次に加える。
この場合において、社会福祉法第五十八条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。
第九十六条の三中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。
第九十五条の二中「これらの規定」を「同法第九十六条第一項」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「含む」の下に「。第九八条第一項及び第五項において同じ」を加え、「とする」を「と、同項第一号及び同法第九八条中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする」に改める。
第九十六条の次に次の一条を加える。
(主務大臣等)
第九十六条の二 この法律における主務大臣は、厚生労働大臣とする。ただし、障害児に関する事項を含むものとして政令で定める事項については、内閣総理大臣及び厚生労働大臣とする。

(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の一部改正)

第十五条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成九年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第二項中「厚生労働大臣」を「関係行政機関の長」に改める。
(中小企業等経営強化法の一部改正)

第十六条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。
第七十三条に次の一項を加える。

14 内閣総理大臣は、この法律による権限(子ども家庭庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を子ども家庭庁長官に委任する。
第七十五条に次の一項を加える。

3 子ども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、第七十三条第十四項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。
(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部改正)

第十七条 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「厚生労働省」を「子ども家庭庁」に改める。
第十六条の二第一項中「社会保障審議会」を「子ども家庭審議会」に改め、同条第二項中「社会保障審議会」を「子ども家庭審議会」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第十八条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項、第十二条第一項、第十二条の四第一項、第四項及び第六項並びに第十三条第一項及び第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
第十三条の三第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。
第十三条の五中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
(健康増進法の一部改正)

第十九条 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「あらかじめ」の下に、「内閣総理大臣」を加える。
(独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)

第二十条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令」を「は、次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、文部科学大臣(第十五条第一項第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。次号において同じ。))に係る財務及び会計に関する事項については、文部科学大臣及び内閣総理大臣

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務に関する事項については、内閣総理大臣

三 第十五条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、文部科学大臣

第三十六条に次の一項を加える。

2 センターに係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

附則第八条第一項第二号及び第五号中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「及び第二項」の下に、「第三十六条第一項第一号及び第二号」を「児童」との下に、「第三十六条第一項第一号中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び附則第八条第一項に規定する業務」と、同項第二号中「業務」とあるのは「業務及び附則第八条第一項に規定する業務」とを加える。
(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第二十一条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の三第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 次の各号に掲げる事項については、機構に係る通則法における主務大臣は、第二十八条の規定にかかわらず、当該各号に定める大臣とする。

一 第一項の業務に関する事項 内閣総理大臣

二 第一項の業務に係る財務及び会計に関する事項 厚生労働大臣及び内閣総理大臣

4 前項各号に掲げる事項については、機構に係る通則法における主務省令は、第二十八条の規定にかかわらず、当該各号に定める大臣の発する命令とする。
(地方独立行政法人法の一部改正)

第二十二条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。
別表備考第二号中「から第十一号まで」を、「第十号」に改め、同表備考第四号中「第十三号」を「第十一号、第十三号」に改める。
(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

第二十三条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。
第七条第四項中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「子ども家庭審議会」に改める。

第十一条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
第十二条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改め、「環境大臣とし」の下に、「一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分に限る。))については厚生労働大臣とし」を加え、同条第二項中「厚生労働大臣、内閣総理大臣」を「内閣総理大臣、厚生労働大臣」に改める。
附則第二条第一項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。
(少子化社会対策基本法の一部改正)

第二十四条 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第十八条第一項中「内閣府」を「子ども家庭庁」に改める。

第十九条第三項を次のように改める。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣(次号において「特命担当大臣」という。)であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 内閣官房長官、関係行政機関の長、特命担当大臣(前号に掲げる特命担当大臣を除く。)及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第二十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(民生委員法の一部改正)
第四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第二十七条を削る。

第二十八条中「第二十六条」を「前条」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条 厚生労働大臣は、この法律の運用に当たつては、内閣総理大臣の協力を求めるものとする。

(医療法の一部改正)

第五条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条の三中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

(身体障害者福祉法等の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第九条第二項及び第三項並びに第十八条第二項

二 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号) 第一百六条の二第一項第三号
三 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) 第九条第二項及び第三項並びに第十六条第一項第二号

四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号) 第五十五条第一項第二号(生活保護法の一部改正)

第七条 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の三中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

別表第一備考中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 三の項下欄(第二号に係る部分に限る)、六の項下欄(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び七の項下欄(第三号に係る部分に限る。)の厚生労働省令 内閣総理大臣

(地方交付税法の一部改正)

第八条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第二十七号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第九条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第三項中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第十条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条の三第二項及び第十四条第四号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十八条中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第三十二条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第十一条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第六項第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十一条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「これを変更しようとする」を「変更する」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「又はこれを」を「又は」に改める。

第十二条第二項中「変更しようとする」を「変更する」に改め、同条第三項中「変更しようとする」を「変更する」に、「第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同条第四項中「変更しようとする」を「変更する」に改め、同条第五項中「変更しようとする」を「変更する」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十七条第一項、第十八条ただし書及び第二十条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条中「休止しようとする」を「休止する」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十八条第一項中「平成二十四年法律第六十五号」を削り、同条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十条第三項、第三十一条第一号及び第二号、第三十一条の五第二項、第三十一条の七第一項及び第四項、第三十一条の九第三項、第三十一条の十一第二項、第三十三条第一項及び第四項、第三十五条第三項、第三十五条の二第二項、第三十七条第七項並びに第四十七条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(母子保健法の一部改正)

第十二条 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十三条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十五条、第十六条第三項及び第四項、第十七条の二第二項第一号及び第二号並びに第二項並びに第十九条の二中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十条第七項中「診療報酬」との下に、「同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とを、「市町村」との下に、「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」とを加える。

第二十二條第二項第四号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十七条(見出しを含む)中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十八条を次のように改める。

(権限の委任)

第二十八条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。)をこども家庭庁長官に委任する。

2 こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中、「国民年金の被保険者及び」を「及び国民年金の被保険者に関する事項については厚生労働大臣」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律及び母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

一 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年法律第九十一号) 第一条第三項、第四条、第五条並びに第六条第一項及び第二項

二 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成二十四年法律第九十二号) 第二条第一項及び第二項

第二十四条の三十八第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改める。

第二十四条の三十九第一項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の四十第一項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十五条の二第三項及び第五項から第七項までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第八項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十三条の二第一項ただし書、第三十三条の四ただし書、第三十三条の六第一項、第二項及び第五項、第三十三条の八第二項ただし書、第三十三条の十五第二項、第三十三条の十六並びに第三十三条の十八第一項、第二項及び第八項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十三条の十九第一項及び第四項から第六項までの規定、第三十三条の二十二第八項並びに第三十三条の二十四第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十四条の三第二項及び第四項、第三十四条の四第一項及び第三項、第三十四条の八第二項及び第四項、第三十四条の八の二第二項、第三十四条の九、第三十四条の十二第一項及び第三項並びに第三十四条の十三中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十四条の十五第二項並びに第三項第四号二ただし書、ホ及びト中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第五項ただし書中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第七項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十四条の十六第二項、第三十四条の十八第一項及び第三項、第三十四条の十九並びに第三十四条の二十一中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十五条第三項、第四項、第五項第四号二ただし書、ホただし書及びト並びに第七項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第八項ただし書中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第十一項及び第十二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第四十四条の二第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第四十五条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項の次に次の二項を加える。
 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。）を定めるに当たっては、学校教育法第二十五条第一項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項並びに認定こども園法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

第四十五条の二第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 第四十七条第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項並びに第四十八条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第五十六条第一項、第五十六条の二第二項及び第五十六条の四中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十六条の四の二第二項第三号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十六条の四の三第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第五十六条の五中「規定は」の下に「児童福祉施設の用に供するため」を加え、「児童福祉施設を「社会福祉法人」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、社会福祉法第五十八条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

第五十六条の五の三中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
 第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十七条の三の四第一項及び第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
 第五十七条の四の二中「これらの規定」を「同法第六十一条第一項」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「含む」の下に「。第百八条第一項及び第五項において同じ」を加え、「とする」を「と、同項第一号及び同法第百八条中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とする」に改める。

第五十九条の二第二項及び第二項、第五十九条の二の二第三号、第五十九条の二の四第三号並びに第五十九条の二の五第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第五十九条の四第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 第五十九条の五第一項中「第十九条の十六第一項」を削り、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項、第二項前段及び前項の規定は、第十九条の十六第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務について準用する。この場合において、第一項、第二項前段及び前項中「内閣総理大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。
 第五十九条の七中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条ただし書中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十九条の八第一項中「この法律に規定する厚生労働大臣の権限」を「厚生労働大臣」に改め、「より」の下に「第十六条第三項、第五十七条の三の三第二項及び第五項並びに第五十九条の五第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する厚生労働大臣の権限を」を加え、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

（母体保護法の一部改正）

第三条 母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十五条第一項及び第二項並びに第四十条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

る。

第六条の第三項第二号及び第三項から第八項までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第九項第一号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第十二項第一号八、第十三項及び第十四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第六条の四各号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第八条第八項及び第九項中「社会保障審議会」を「こども家庭審議会、社会保障審議会」に改める。

第十一条第一項第二号ト(5)及び第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十二条の第三項第七号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十三条第三項第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項第七号中「厚生労働大臣を「内閣府令」に改め、同項第八号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第六項及び第九項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

第十八条の二の二 内閣府令及び厚生労働大臣は、児童委員の制度の運用に当たつては、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第十八条の五第一号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十八条の八第一項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第十八条の九第一項及び第十八条の八第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の二中「おいて」の下に、「第十九条の十二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣府令」と、第十九条の二十四第四項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほか」を加える。

第二十一条の三第三項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の四第一項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十一条の五に次の一項を加える。

厚生労働大臣は、前項の基本的な方針を定め、又は変更するとき、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二十一条の五の三第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項第一号中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の四第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項各号中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の六中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の七第一項、第二項及び第四項から第十項までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第十三項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の八第一項及び第二項、第二十一条の五の九第二項並びに第二十一条の五の十一第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の十二第一項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の十三第一項、第二十一条の五の十四並びに第二十一条の五の十五第一項、第二項、第三項第六号ただし書、第七号及び第十号並びに第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の十七の見出しを削り、同条第一項、第二項及び第五項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の十九第三項並びに第二十一条の五の二十第一項、第三項及び第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の二十一第二項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の二十六第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項第四号中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣等」を「内閣府令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣等」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の二十七第一項中「厚生労働大臣等」を「内閣府令」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣等」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の二十八第一項中「厚生労働大臣等」を「内閣府令」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣等」を「内閣府令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の二十九第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の三十中「おいて」の下に、「第十九条の十二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣府令」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣等」を「内閣府令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の三十二、第二十一条の十の第三項、第二十一条の十五、第二十二條第二項及び第四項並びに第二十三條第二項及び第五項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の二第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項第一号中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の三第一項、第二項及び第五項から第七項までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第十項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の四第二項及び第二十四条の五中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の六第一項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の七第一項、第二十四条の八、第二十四条の九第一項、第二十四条の十二第三項並びに第二十四条の十三第一項及び第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の十三第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項第二号中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の二十一「おいて」の下に、「第十九条の十二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣府令」と、第十九条の二十四第四項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほか」を加える。

第二十四条の二十三及び第二十四条の二十四第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の二十六第二項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改め、同条第七項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の二十七第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の二十八第一項、第二十四条の三十一第一項及び第二項、第二十四条の三十二、第二十四条の三十五第一項第一号及び第二号並びに第二十四条の三十六第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の三十五第一項第一号及び第二号並びに第二十四条の三十六第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第七十六号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条に次の二項を加える。

文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるに当たっては、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十五条第二項の規定により児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準(同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に限る)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮しなければならない。

文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

(児童福祉法の一部改正)

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第六条の二の二第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項から第六項まで、第八項及び第九項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三章 子ども家庭庁に置かれる機関

第一節 審議会等

(設置)

第六条 子ども家庭庁に、子ども家庭審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより子ども家庭庁に置かれる審議会等は、旧優生保護法一時金認定審査会とし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(これに基づき命令を含む。)の定めるところによる。

(子ども家庭審議会)

第七条 子ども家庭審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、子どもが自立した個人としてひとしく健康やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。

三 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて、次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項

ロ 子ども、子どものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項

二 このものの権利利益の擁護に関する重要事項

四 前号イに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に、同号ロから二までに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣又は長官に、それぞれ意見を述べること。

五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

イ 児童福祉法

ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)

ハ 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)

二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

ホ 子ども・子育て支援法

ヘ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

2 子ども家庭審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、子ども家庭審議会の組織及び委員その他の職員その他子ども家庭審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第二節 特別の機関

第八条 別に法律の定めるところにより子ども家庭庁に置かれる特別の機関は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律(これらに基づき命令を含む。)の定めるところによる。

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律

第四章 雑則

(官房及び局の数等)

第九条 子ども家庭庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する庁とする。

2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づき子ども家庭庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、小学校就学前の子どもに対する質の高い教育及び保育の提供その他の子どもの健全な成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども家庭庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 子ども家庭庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 子ども家庭庁の設置

(設置)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、子ども家庭庁を設置する。
2 子ども家庭庁の長は、子ども家庭庁長官(以下「長官」という。)とする。

第二節 子ども家庭庁の任務及び所掌事務等

(任務)

第三条 子ども家庭庁は、心身の発達過程にある者(以下「子ども」という。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。
2 前項に定めるもののほか、子ども家庭庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。
3 子ども家庭庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第四条 子ども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 小学校就学前の子どもを健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前の子どものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること(同法第六十九条第一項の規定による拠出金の徴収に関するものを除く)。
- 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する認定子ども園に関すること。
- 四 子どもを保育及び養護に関すること。
- 五 子どものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域における子どもの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること。
- 六 子どもを福祉のための文化の向上に関すること。
- 七 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関すること。
- 八 第四号から前号までに掲げるもののほか、子ども、子どものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。
- 九 子どもを安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 十 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付に関すること。
- 十一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十一年法律第七十九号)第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。

十二 子どもを保健の向上に関すること(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものを除く)。

十三 妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。

十四 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成三十年法律第四百号)第十一条第一項に規定する成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。

十五 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第十四号)の規定による一時金の支給等に関すること。

十六 子どもを虐待の防止に関すること。
十七 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

十八 前二号に掲げるもののほか、子どもの権利利益の擁護に関すること(他省の所掌に属するものを除く)。

十九 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第三十三号)第七条に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

二十 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。

二十一 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援(子ども・若者育成支援推進法第一条に規定する子ども・若者育成支援)をいう。次項第三号において同じ。に關する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

二十二 子どもを貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第八条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

二十三 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

二十四 子ども、子どものある家庭及び妊産婦その他母性に関する総合的な調査に関すること。

二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む)に基づき子ども家庭庁に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、子ども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く)をつかさどる。

一 子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項

二 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項

三 子ども・若者育成支援に関する事項
3 前二項に定めるもののほか、子ども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、内閣府設置法第四條第二項に規定する事務のうち、前条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

(資料の提出要求等)
第五条 長官は、子ども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

こども家庭庁設置法をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第七十五号

こども家庭庁設置法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 こども家庭庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 こども家庭庁の設置（第二条）

第二節 こども家庭庁の任務及び所掌事務等（第三条―第五条）

第三章 こども家庭庁に置かれる機関

第一節 審議会等（第六条・第七条）

第二節 特別の機関（第八条）

第四章 雑則（第九条）

附則

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

民法の改正に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に鑑み、規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項、第46条第2項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係

特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者が教育・保育給付認定子どもに対し懲戒に係る必要な措置を採るときに権限の濫用禁止に関する規定を削ることとした。（第26条関係）

- (2) 茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対し懲戒に係る必要な措置を採るときに権限の濫用禁止に関する規定を削ることとした。（第14条関係）

- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び
茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p><u>第26条</u> <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p><u>第26条</u> <u>特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)</u>の長たる<u>特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>
<p>(茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p><u>第14条</u> <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p><u>第14条</u> <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

茅ヶ崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例参照条文

○民法（民法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０２号）の規定による改正前のもの）

（懲戒）

第八百二十二条 親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

○児童福祉法（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第７６号）第２条の規定による改正前のもの）

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③ 家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

○子ども・子育て支援法（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第７６号）第３３条の規定による改正前のもの）

（特定教育・保育施設の基準）

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下この号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）である場合に限る。）

二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（第五十八条の四第一項第二号及び第三号並びに第五十八条の九第二項において「設置基準」という。）（幼稚園に係るものに限る。）

三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）

の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十七条第一項第一号において同じ。）
 - 二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（特定地域型保育事業の基準）

第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十七条第一項第二号において同じ。）
 - 二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、特定地域型保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
- 5 特定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第四十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

○内閣府令第六十五号
 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第三項及び第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年十二月十六日
 内閣総理大臣 岸田 文雄

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令
 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第二十六条 削除</p>	<p>（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第二十六条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

第三十六条の十六の二 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する児童自立生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

② 児童自立生活援助事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

③ 児童自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第三十六条の十七 (略)

② 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

(新設)

第三十六条の十七 (略)

② 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

<p>九条において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、及び第五十二条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。))の規定による基準 十一・十二 (略)</p> <p>第四十六条 削除</p>	<p>九条において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十六条(第六十四条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、及び第五十二条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。))の規定による基準 十一・十二 (略)</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第四十六条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。))の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第五十四条の九 第四条、第七条及び第四節(第十一条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条並びに第五十一条第二項を除く。))の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p>
<p>(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)</p> <p>第五十条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>	<p>(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)</p> <p>第五十条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>
<p>第四十三条 削除</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第四十三条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
<p>(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)</p> <p>第八条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>	<p>(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)</p> <p>第八条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>
<p>第十三条 削除</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第十三条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に關しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

○厚生労働省令第百六十七号
 民法等の一部を改正する法律（令和四年法律第百二号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。
 令和四年十二月十六日
 民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
 厚生労働大臣 加藤 勝信

（児童福祉法施行規則の一部改正）
 第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改	正	後
第一条の十三 削除	改	正 前
第一条の十三 養育者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者（以下この条において「委託児童等」という。）に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	改	正 前

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）
 第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改	正	後
（趣旨） 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二（略） 三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条、第九條の二、第九條の四、第十條第三項、第十一條、第十四條の二、第十五條、第十九條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六條第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第三十條第一項において準用する場合を含む。）、及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條の二（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第三十五條、第四十一條第一号（調理室に係る部分に限る。）、（第七十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四十八條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七條第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）、及び第六号（調理室に係る部分に限る。）、第六十八條第一号（調理室に係る部分に限る。）並びに第七十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準	改	正 前
（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	改	正 前

（趣旨） 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一・二（略） 三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条、第九條の二、第九條の四、第十條第三項、第十一條、第十四條の二、第十五條、第十九條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六條第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第三十條第一項において準用する場合を含む。）、及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條の二（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、第三十五條、第四十一條第一号（調理室に係る部分に限る。）、（第七十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四十八條第一号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七條第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）、及び第六号（調理室に係る部分に限る。）、第六十八條第一号（調理室に係る部分に限る。）並びに第七十二條第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準	改	正 後
（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	改	正 前

(胎児の認知及び認知の無効に関する経過措置)

第五条 新民法第七百八十三条第二項の規定は、施行日以後に生まれる子について適用する。

2 新民法第七百八十六条の規定は、施行日以後にされる認知について適用し、施行日前にされた認知に対する反対の事実の主張については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣 齋藤 健

厚生労働大臣 加藤 勝信

内閣総理大臣 岸田 文雄

4 前項の規定により併合して提起された嫡出否認の訴えの弁論及び裁判は、それぞれ分離しない
でなければならない。
第四十四条を第四十六条とする。

第四十三条第一項中「配偶者又はその前配偶者」を「前婚の配偶者又はその後婚の配偶者」に改め、同条第二項第一号中「配偶者及びその前配偶者」を「前婚の配偶者及びその後婚の配偶者」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 母の前婚の配偶者 母の後婚の配偶者
 - 三 母の後婚の配偶者 母の前婚の配偶者
- 第三章中第四十三条を第四十五条とし、第四十二条を第四十四条とし、第四十一条の次に次の二条を加える。

第四十二条 裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子について嫡出否認の判決が確定したときは、同法第七百七十四条第四項に規定する前夫（訴訟記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る。）に対し、当該判決の内容を通知するものとする。（認知の無効の訴えの当事者等）

第四十三条 第四十一条第一項及び第二項の規定は、民法第七百八十六条に規定する認知の無効の訴えについて準用する。この場合において、第四十一条第一項及び第二項中「父」とあるのは「認知をした者」と、同条第一項中「第七百七十七条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第七百七十八条（第一号）とあるのは「第七百八十六条第一項（第二号）と読み替えるものとする。」

2 子が民法第七百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）に定める期間内に認知の無効の訴えを提起しないで死亡したときは、子の直系卑属又はその法定代理人は、認知の無効の訴えを提起することができる。この場合においては、子の死亡の日から一年以内にその訴えを提起しなければならない。

3 子が民法第七百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）に定める期間内に認知の無効の訴えを提起した後死亡した場合には、前項の規定により認知の無効の訴えを提起することができる。この場合においては、民事訴訟法第二百四十四条第一項後段の規定は、適用しない。

（家事事件手続法の一部改正）
第六条 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百八十三条」を「第二百八十三条の三」に改める。
第二百五十九条第二項中「夫」を「父及び民法第七百七十四条第四項に規定する前夫」に改める。
第二百八十三条中「夫」を「父」に改め、第三編第二章に次の二条を加える。

（嫡出否認の審判の通知）
第二百八十三条の二 家庭裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子の嫡出否認についての合意に相当する審判が確定したときは、同法第七百七十四条第四項に規定する前夫（事件の記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る。）に対し、当該合意に相当する審判の内容を通知するものとする。

（認知の無効についての調停の申立ての特例）
第二百八十三条の三 認知をした者が認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該申立てに係る子のために相続権を書される者その他認知をした者の三親等内の血族が認知をした者の死亡の日から一年以内に認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効の訴えを提起したときは、認知をした者がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

2 子が認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、子の直系卑属又はその法定代理人が子の死亡の日から一年以内に認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効の訴えを提起したときは、子がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

別表第一の五十九の項中「第七百七十五条」を「第七百七十五条第二項」に改める。
（生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律の一部改正）

第七条 生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和二年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「同意をした夫による嫡出の否認の禁止」を「より出生した子についての嫡出否認の特例」に改め、同条中「夫は」を「夫、子又は妻は」に、「第七百七十四条」を「第七百七十四条第一項及び第三項」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中民法第八百二十二条を削り、同法第八百二十一条を同法第八百二十二条とし、同法第八百二十条の次に一条を加える改正規定並びに第二条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

（再婚禁止に違反した婚姻の経過措置）
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）より前にされた第一条の規定による改正前の民法第七百三十三条第一項の規定に違反した婚姻についての取消し及び同項の規定に違反して再婚をした女が出生した子に係る父を定めることを目的とする訴えについては、なお従前の例による。

（嫡出の推定に関する経過措置）
第三条 第一条の規定による改正後の民法（以下「新民法」という。）第七百七十二条の規定は、施行日以後に生まれる子について適用し、施行日前に生まれた子についての嫡出の推定については、なお従前の例による。

（嫡出の否認及び嫡出の承認に関する経過措置）
第四条 新民法第七百七十四条第一項（父の否認権に係る部分に限る。）、第七百七十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び第二項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）並びに第七百七十七条（第一号に係る部分に限る。）、施行日以後に生まれる子について適用し、施行日前に生まれた子に対する父による嫡出否認の訴えについては、なお従前の例による。

2 新民法第七百七十四条第一項（子の否認権に係る部分に限る。）、から第三項まで、第七百七十五条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第七百七十六条（母に係る部分に限る。）、第七百七十七条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、以下この項において同じ。）、及び第七百七十八条の二第一項の規定、第五号の規定による改正後の人事訴訟法第二十七条第二項の規定並びに第七号の規定による改正後の生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律第十条の規定は、施行日前に生まれた子についても適用する。この場合において、施行日前に生まれた子に係る嫡出否認の訴えに関する新民法第七百七十七条の適用については、同条中「当該各号に定める時から三年以内」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二十号）の施行の時から一年を経過する時まで」とする。

3 新民法第七百七十四条第四項及び第五項、第七百七十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）、及び第二項（同条第一項第四号に係る部分に限る。）、第七百七十七条（第四号に係る部分に限る。）、第七百七十八条、第七百七十八条の二第二項から第四項まで、第七百七十八条の三並びに第七百七十八条の四の規定は、施行日以後に生まれる子について適用する。

第七百七十八條を次のように改める。
第七百七十八條 第七百七十二條第三項の規定により父が定められた子について第七百七十四條の規定により嫡出であることが否認されたときは、次の各号に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める時から一年以内に提起しななければならない。

一 第七百七十二條第四項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により新たに子の父と定められた者の否認権 新たに子の父と定められた者が当該子に係る嫡出否認の裁判が確定したことを知った時

二 子の否認権 子が前号の裁判が確定したことを知った時
三 母の否認権 母が第一号の裁判が確定したことを知った時
四 前夫の否認権 前夫が第一号の裁判が確定したことを知った時

第七百七十八條の二 第七百七十七條(第二号に係る部分に限る。又は前条(第二号に係る部分に限る。))の期間の満了前六箇月以内の間に親権を行う母、親権を行う養親及び未成年後見人がないときは、子は、母若しくは養親の親権停止の期間が満了し、親権喪失若しくは親権停止の審判の取消しの審判が確定し、若しくは親権が回復された時、新たに養子縁組が成立した時又は未成年後見人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、嫡出否認の訴えを提起することができる。

2 子は、その父と継続して同居した期間(当該期間が二以上あるときは、そのうち最も長い期間が三年を下回るときは、第七百七十七條(第二号に係る部分に限る。))及び前条(第二号に係る部分に限る。))の規定にかかわらず、二十一歳に達するまでの間、嫡出否認の訴えを提起することができる。ただし、子の否認権の行使が父による養育の状況に照らして父の利益を著しく害するときは、この限りでない。

3 第七百七十四條第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。
4 第七百七十七條(第四号に係る部分に限る。))及び前条(第四号に係る部分に限る。))に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認の訴えは、子が成年に達した後は、提起することができない。

(子の監護に要した費用の償還の制限)
第七百七十八條の三 第七百七十四條の規定により嫡出であることが否認された場合であっても、子は、父であった者が支出した子の監護に要した費用を償還する義務を負わない。

(相続の開始後に新たに子と推定された者の価額の支払請求権)
第七百七十八條の四 相続の開始後、第七百七十四條の規定により否認権が行使され、第七百七十二條第四項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により新たに被相続人がその父と定められた者が相続人として遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしていたときは、当該相続人の遺産分割の請求は、価額のみによる支払の請求により行うものとする。

第七百八十三條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の子が出生した場合において、第七百七十二條の規定によりその子の父が定められるときは、同項の規定による認知は、その効力を生じない。

第七百八十六條を次のように改める。
(認知の無効の訴え)
第七百八十六條 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める時(第七百八十三條第一項の規定による認知がされた場合にあつては、子の出生の時)から七年以内に限り、認知について反対の事実があることを理由として、認知の無効の訴えを提起することができる。ただし、第三号に掲げる者について、その認知の無効の主張が子の利益を害することが明らかでないときは、この限りでない。

一 子又はその法定代理人 子又はその法定代理人が認知を知った時
二 認知をした者 認知の時
三 子の母 子の母が認知を知った時

2 子は、その子を認知した者と認知後に継続して同居した期間(当該期間が二以上あるときは、そのうち最も長い期間)が三年を下回るときは、前項(第一号に係る部分に限る。))の規定にかかわらず、二十一歳に達するまでの間、認知の無効の訴えを提起することができる。ただし、子による認知の無効の主張が認知をした者による養育の状況に照らして認知をした者の利益を著しく害するときは、この限りでない。

3 前項の規定は、同項に規定する子の法定代理人が第一項の認知の無効の訴えを提起する場合に、適用しない。
4 第一項及び第二項の規定により認知が無効とされた場合であっても、子は、認知をした者が支出した子の監護に要した費用を償還する義務を負わない。

第八百二十二條を削り、第八百二十一條を第八百二十二條とし、第八百二十條の次に次の一條を加える。
(子の人格の尊重等)
第八百二十一條 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

(児童福祉法の一部改正)
第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第三十三條の二第二項中、「教育及び懲戒」を「及び教育」に、「探る」を「とる」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。
この場合において、児童相談所長は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

第四十七條第三項中「里親」の下に「(以下この項において「施設長等」という。))」を加え、「教育及び懲戒」を「及び教育」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。
この場合において、施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

(国籍法の一部改正)
第三条 国籍法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
第三条の次に一項を加える。
3 前二項の規定は、認知について反対の事実があるときは、適用しない。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)
第十四條 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第十四條の見出しを「児童の人格の尊重等」に改め、同条第一項を次のように改める。
児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

第十五條中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。
(人事訴訟法の一部改正)
第五条 人事訴訟法(平成十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第四十三條」を「第四十五條」に、「第四十四條」を「第四十六條」に改める。
第二十七條第二項中「嫡出否認」の下に「父を被告とする場合を除く。」を加える。
第四十一條第一項中「夫が」を「父が」に改め、「第七百七十七條」の下に「(第一号に係る部分に限る。若しくは第七百七十八條(第一号に係る部分に限る。))」を加え、「その他夫」を「その他父」に改め、「血族は」の下に「父の死亡の日から一年以内に限り」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「夫」を「父」に改め、同条に次の二項を加える。

3 民法第七百七十四條第四項に規定する前夫は、同法第七百七十五條第一項(第四号に係る部分に限る。))の規定により嫡出否認の訴えを提起する場合において、子の懐胎の時から出生の時までの間に、当該前夫との婚姻の解消又は取消し後に母と婚姻していた者(父を除く。))がいるときは、その嫡出否認の訴えに併合してそれらの者を被告とする嫡出否認の訴えを提起しなければならない。

第七百四十六条を次のように改める。
第七百四十六条 削除

第七百七十二条第一項中「子は」の下に「当該婚姻における」を加え、同項に後段として次のように加える。

女が婚姻前に懐胎した子であつて、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。

第七百七十二条第二項中「婚姻の成立」を「前項の場合において、婚姻の成立」に改め、「二百日」の下に「以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものと推定し、婚姻の成立の日から二百日」を加える。

第七百七十二条に次の二項を加える。

3 第一項の場合において、女が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に二以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定する。

4 前三項の規定により父が定められた子について、第七百七十四条の規定によりその父の嫡出であることが否認された場合における前項の規定の適用については、同項中「直近の婚姻」とあるのは、直近の婚姻（第七百七十四条の規定により子がその嫡出であることが否認された夫との間の婚姻を除く。）とする。

第七百七十三条中「第七百三十三条第一項」を「第七百三十二条」に、「再婚」を「婚姻」に改める。

第七百七十四条中「第七百七十二条の下に「規定により子の父が定められる」を加え、「夫」を「父又は子」に改め、同条に次の四項を加える。

2 前項の規定による子の否認権は、親権を行う母、親権を行う養親又は未成年後見人が、子のために行使することができる。

3 第一項に規定する場合において、母は、子が嫡出であることを否認することができる。ただし、その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきときは、この限りでない。

4 第七百七十二条第三項の規定により子の父が定められる場合において、子の懐胎の時から出生の時までの間に母と婚姻していた者であつて、子の父以外のもの（以下「前夫」という。）は、子が嫡出であることを否認することができる。ただし、その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきときは、この限りでない。

5 前項の規定による否認権を行使し、第七百七十二条第四項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により新たに子の父と定められた者は、第一項の規定にかかわらず、子が自らの嫡出であることを否認することができない。

第七百七十五条中「前条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「子又は親権を行う母を」それぞれ当該各号に定める者」に改め、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

一 父の否認権 子又は親権を行う母

二 子の否認権 父

三 母の否認権 父

四 前夫の否認権 父及び子又は親権を行う母

第七百七十五条に次の一項を加える。

2 前項第一号又は第四号に掲げる否認権を親権を行う母に対し行使しようとする場合において、親権を行う母がないときは、家庭裁判所は、特別代理人を選任しなければならない。

第七百七十六条中「夫」を「父又は母」に改め、「ときは」の下に「それぞれ」を加える。

第七百七十七条中「嫡出否認」を「次の各号に掲げる否認権の行使に係る嫡出否認」に、「夫が子の出生を知った」を「それぞれ当該各号に定める」に、「二年」を「三年」に改め、同条に次の各号を加える。

一 父の否認権 父が子の出生を知った時

二 子の否認権 その出生の時

三 母の否認権 子の出生の時

四 前夫の否認権 前夫が子の出生を知った時

民法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年十二月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第百二号

民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七百三十三条を次のように改める。

第七百三十三条 削除

第七百四十条中「第七百三十一条」の下に、「第七百三十二条、第七百三十四条」を加える。

第七百四十三条中「から第七百四十七条まで」を、「第七百四十五条及び第七百四十七条」に改める。

第七百四十四条第一項中「第七百三十一条」の下に、「第七百三十二条及び第七百三十四条」を加え、同条第二項中「又は第七百三十三条」を削り、「当事者の配偶者又は前配偶者」を「前婚の配偶者」に改める。

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に鑑み、家庭的保育事業等を行う者及び放課後児童健全育成事業を行う者に児童の安全の確保に関する計画の策定等を義務付ける等のため提案する。

2 根拠法規

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項、第34条の16第1項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

ア 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないこと等とした。（第8条の2関係）

イ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならないこと等とした。（第8条の3関係）

ウ 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができることとした。（第11条関係）

エ 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととした。（第15条関係）

(2) 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

- ア 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないこと等とした。(第7条の2関係)
- イ 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならないこととした。(第7条の3関係)
- ウ 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと等とした。(第13条の2関係)
- エ 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならないこととした。(第14条関係)
- (3) この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) (家庭的保育事業者等と非常災害)</p> <p>第8条 略 <u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第8条の2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第8条の3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p>	<p>(茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) (家庭的保育事業者等と非常災害)</p> <p>第8条 略</p>

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。

(衛生管理等)

第15条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3

4 略

5

(茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第7条 略

(安全計画の策定等)

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは

_____、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(衛生管理等)

第15条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

_____よう努めなければならない。

3

4 略

5

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第7条 略

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(虐待等の禁止)

第13条 略

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 略

(虐待等の禁止)

第13条 略

(衛生管理等)

第14条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

よう努めなければならない。

3 略

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例参照条文

○児童福祉法（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）第2条の規定による改正前のもの）

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③ 家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第四条 第四条の表の規定による改正後の家庭の保育事業等基準第七条の三第二項の規定の適用については、家庭の保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するプザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「プザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にプザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭の保育事業者等は、プザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄の設備運営基準第一条第二号中、「第七十二条第一号」を、「第七十二条第一号」に、「並びに附則第九十四条第一項」を「並びに附則第九十四条第一項」に改め、同表改正後欄の設備運営基準第一条第二号中、「第七十二条第一号」を「並びに第七十二条第一号」に改め、並びに附則第九十四条第一項」を削り、同項第三号中「第六条の三」の下に、「第六条の四」を加え、同欄の設備運営基準第六条の三第一項中「以下この条において同じ」を「以下この条及び次条において同じ」に改める。

第三条の表改正後欄の指定通所支援基準第十条中「第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四、第七十一条の十四、第七十一条の十四、第七十一条の十四、第七十一条の十四及び第七十一条の十四）」を「第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十一条の十四）」において準用する場合を含む。）、第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十一条の十四）」において準用する場合を含む。）、第四十条の三第二項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二及び第七十一条の六において準用する場合を含む。）」に改め、同欄の指定通所支援基準第七十一条の十四中「第四十条の二」の下に、「第四十条の三第一項」を加え、同欄の指定通所支援基準第七十九条中「第四十条の二」の下に、「第四十条の三第一項」を加える。）、第四条の表改正後欄の指定入所施設基準第一条第三号中「第三十七条の二（第五十七条において準用する場合を含む。）」の下に、「第三十七条の三（第五十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

第五条の表改正後欄の家庭の保育事業等基準第一条第二号中「第七条の二」の下に、「第七条の三」を加える。

他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第三条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。附則において「指定入所施設基準」という。)の一部を次の表のように改正する。

改正後	(自動車運行する場合の所在の確認) 第三十七条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。	改正前	(新設)
-----	--	-----	------

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第四条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号。附則において「家庭的保育事業等基準」という。)の一部を次の表のように改正する。

改正後	(自動車運行する場合の所在の確認) 第七条の三 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。	改正前	(新設)
-----	--	-----	------

その他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)
 第五条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	(自動車運行する場合の所在の確認) 第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。	改正前	(新設)
-----	---	-----	------

附則
 (施行期日)
 第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし附則第五条は公布の日から施行する。

(自動車運行する場合の所在の確認)
 第二条 第一条の規定による改正後の設備運営基準第六条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。
 第三条 第二条の規定による改正後の指定通所支援基準第四十条の三第二項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

改正後	改正前						
<p>○厚生労働省令第百七十五号 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第三十四条の八の二第二項、第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。 令和四年十二月二十八日 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 厚生労働大臣 加藤 勝信</p> <p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正） 第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。附則において「設備運営基準」という。）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="223 179 295 638">改</td> <td data-bbox="223 638 295 1097">改</td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 179 223 638">正</td> <td data-bbox="119 638 223 1097">正</td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 179 223 638">後</td> <td data-bbox="119 638 223 1097">前</td> </tr> </table> <p>（自動車）を運行する場合の所在の確認 第六条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車（新設）を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その</p>		改	改	正	正	後	前
改	改						
正	正						
後	前						

改正後	改正前
<p>（自動車）を運行する場合の所在の確認 第四十条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその</p> <p>（新設）</p>	

他の児童の所在を確実に把握することができず方法により、児童の所在を確認しなければならぬ。

2| 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）
 第二条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。附則において「指定通所支援基準」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

域相談支援基準第二十八条の二(新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む)、新指定計画相談支援基準第二十條の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十條の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四条第三項(新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第百三十六條、第百六条の十二並びに第百六条の二十において準用する場合を含む)、第七十一条第二項及び第九十条第二項(新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第百二十五條、第百二十五條の四、第百六十二条、第百六十二条の四、第百七十一条、第百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二條、第二百六條、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二及び第二百二十三條第一項において準用する場合を含む)、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項(新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む)、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第四十八条第二項(新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む)、新地域活動支援センター基準第十五條第二項、新福祉ホーム基準第十四條第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項(新指定通所支援基準第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む)、第九條の規定による改正後の設備運営基準(以下「新設備運営基準」という)第十条第三項、新指定入所施設基準第三十八条第二項(新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む)、新指定地域相談支援基準第三十条第三項(新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む)、新指定計画相談支援基準第二十二條第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二條第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

附則

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第六條の三(保育所に係るものを除く)、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第四十条の二、第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十七條の二及び第七條の規定による改正後の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第六條の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

施設基準第五十七条において準用する場合を含む)、新指定地域相談支援基準第二十八条の二(新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む)、新指定計画相談支援基準第二十條の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十條の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四条第三項(新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第百三十六條、第百六条の十二並びに第百六条の二十において準用する場合を含む)、第七十一条第二項及び第九十条第二項(新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第百二十五條、第百二十五條の四、第百六十二条、第百六十二条の四、第百七十一条、第百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二條、第二百六條、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二及び第二百二十三條第一項において準用する場合を含む)、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項(新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む)、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第四十八条第二項(新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む)、新地域活動支援センター基準第十五條第二項、新福祉ホーム基準第十四條第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項(新指定通所支援基準第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む)、新設備運営基準第十条第三項、新指定入所施設基準第三十八条第二項(新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む)、新指定地域相談支援基準第三十条第三項(新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む)、新指定計画相談支援基準第二十二條第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二條第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第十二条の二 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第八條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基^つく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和三年厚生労働省令第十号)の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p>
<p>附則</p> <p>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</p> <p>第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十三条の二(新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条の五、第二百二十五条、第二百二十五条の四、第三百三十六条、第六百六十二条、第六百六十二条の四、第七百七十一条、第七百七十一条の四、第八百八十四条、第九百九十七条、第二百二十二条、第二百六十六条の十二、第二百六十六条の二十、第二百六十六条、第二百六十六条の十一、第二百六十六条の二十二並びに第二百六十六条の二十三第一項において準用する場合を含む。)、第二条の規定による改正後の身体障害者社会参加支援施設基準(以下この条、次条及び附則第五条において「新身体障害者社会参加支援施設基準」という。)、第二十二條の二(新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八條、第三十三條及び第四十二條において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準第四十二條の二、新障害福祉サービス基準第二十五條の二(新障害福祉サービス基準第五十條、第五十五條、第六十一条、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準第十四條の二、新福祉ホーム基準第十三條の二、新障害者支援施設等基準第三十五條の二、新指定通所支援基準第三十八條の二(新指定通所支援基準第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一條、第七十一條の二、第七十一條の六、第七十一條の十四及び第七十九條において準用する場合を含む。)、設備運営基準第九條の五、新指定入所施設基準第三十五條の二(新指定入所施設基準第五十七條において準用する場合を含む。)、新指定地</p>	<p>附則</p> <p>(業務継続計画の策定等に係る経過措置)</p> <p>第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十三条の二(新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三條の四、第四十八條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條の五、第二百二十五條、第二百二十五條の四、第三百三十六條、第六百六十二條、第六百六十二條の四、第七百七十一條、第七百七十一條の四、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二十二條、第二百六十六條の十二、第二百六十六條の二十、第二百六十六條、第二百六十六條の十一、第二百六十六條の二十二並びに第二百六十六條の二十三第一項において準用する場合を含む。)、第二条の規定による改正後の身体障害者社会参加支援施設基準(以下この条、次条及び附則第五条において「新身体障害者社会参加支援施設基準」という。)、第二十二條の二(新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八條、第三十三條及び第四十二條において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準第四十二條の二、新障害福祉サービス基準第二十五條の二(新障害福祉サービス基準第五十條、第五十五條、第六十一条、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準第十四條の二、新福祉ホーム基準第十三條の二、新障害者支援施設等基準第三十五條の二、新指定通所支援基準第三十八條の二(新指定通所支援基準第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一條、第七十一條の二、第七十一條の六、第七十一條の十四及び第七十九條において準用する場合を含む。)、第九條の四、新指定入所施設基準第三十五條の二(新指定入所</p>

② 児童自立生活援助事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

③ 児童自立生活援助事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うよう努めるものとする。

第三十六条の十六の二 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する児童自立生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

② 児童自立生活援助事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

③ 児童自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第三十六条の十七 (略)

② 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

(新設)

第三十六条の十七 (略)

② 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七條 (放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)
 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）

の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
		(安全計画の策定等)	(新設)
		第六條の二 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
		2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行うなければならない。	
		3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	
		4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	

	改正後							
<p>第十四条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>(児童福祉法施行規則の一部改正)</p> <p>第六条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="319 224 558 1120"> <p>第一条の十三 養育者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者(以下この条、第一条の二十の二及び第一条の二十の三において「委託児童等」という。)に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第一条の二十の二 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童等の安全の確保を図るため、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の設備の安全点検、養育者等、委託児童等に対する住居外での活動、取組等を含めた小規模住居型児童養育事業を行う住居での生活その他の日常生活における安全に関する指導、養育者等の研修及び訓練その他小規模住居型児童養育事業を行う住居における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>② 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>第一条の二十の三 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、感染症や非常災害の発生時において、委託児童等に対する養育を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>② 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>第三十六条の十五の二 児童自立生活援助事業者は、入居者の安全の確保を図るため、児童自立生活援助事業所ごとに、当該児童自立生活援助事業所の設備の安全点検、職員、入居者に対する児童自立生活援助事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童自立生活援助事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> </td> <td data-bbox="558 224 798 1120"> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1120 558 2078"> <p>(新設)</p> </td> <td data-bbox="558 1120 1157 2078"> <p>第一条の十三 養育者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者(以下この条において「委託児童等」という。)に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(新設)</p> </td> <td data-bbox="1157 1120 1513 2078"> <p>(衛生管理等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	<p>第一条の十三 養育者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者(以下この条、第一条の二十の二及び第一条の二十の三において「委託児童等」という。)に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第一条の二十の二 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童等の安全の確保を図るため、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の設備の安全点検、養育者等、委託児童等に対する住居外での活動、取組等を含めた小規模住居型児童養育事業を行う住居での生活その他の日常生活における安全に関する指導、養育者等の研修及び訓練その他小規模住居型児童養育事業を行う住居における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>② 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>第一条の二十の三 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、感染症や非常災害の発生時において、委託児童等に対する養育を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>② 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>第三十六条の十五の二 児童自立生活援助事業者は、入居者の安全の確保を図るため、児童自立生活援助事業所ごとに、当該児童自立生活援助事業所の設備の安全点検、職員、入居者に対する児童自立生活援助事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童自立生活援助事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>第一条の十三 養育者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者(以下この条において「委託児童等」という。)に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p>
改正前	改正後							
<p>第一条の十三 養育者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者(以下この条、第一条の二十の二及び第一条の二十の三において「委託児童等」という。)に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第一条の二十の二 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童等の安全の確保を図るため、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の設備の安全点検、養育者等、委託児童等に対する住居外での活動、取組等を含めた小規模住居型児童養育事業を行う住居での生活その他の日常生活における安全に関する指導、養育者等の研修及び訓練その他小規模住居型児童養育事業を行う住居における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>② 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>第一条の二十の三 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、感染症や非常災害の発生時において、委託児童等に対する養育を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>② 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>第三十六条の十五の二 児童自立生活援助事業者は、入居者の安全の確保を図るため、児童自立生活援助事業所ごとに、当該児童自立生活援助事業所の設備の安全点検、職員、入居者に対する児童自立生活援助事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童自立生活援助事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p>							
<p>(新設)</p>	<p>第一条の十三 養育者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者(以下この条において「委託児童等」という。)に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 5 (略)</p>						

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)
第五条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

(趣旨)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に
一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条(当該家庭的保育事業者等の職員に係る部分に限る。)、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条、第四十七条及び附則第六条から第九条までの規定による基準

二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条、第七條の二、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十条、第二十二條第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十五条、第三十条、第三十二条、第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第二十七条、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第三十三条第一号(調理設備に係る部分に限る。)、及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十三条第一号(調理室に係る部分に限る。)、及び第五号(調理室に係る部分に限る。)、第四十五条並びに附則第二条から第五条までの規定による基準

三 (略)

2・3 (略)

(安全計画の策定等)

第七条の二 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限る。必要に応じて当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(趣旨)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に
一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条ただし書(保育に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条、第四十七条及び附則第六条から第九条までの規定による基準

二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十条、第二十二條第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十五条、第三十条、第三十二条、第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第二十七条、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第三十三条第一号(調理設備に係る部分に限る。)、及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十三条第一号(調理室に係る部分に限る。)、及び第五号(調理室に係る部分に限る。)、第四十五条並びに附則第二条から第五条までの規定による基準

三 (略)

2・3 (略)

(新設)

第十条 (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)
家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じて当該職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

○厚生労働省令第百五十九号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第三十四条の八の二第二項、第三十四条の十六第二項、第四十五条第二項及び第四十九条の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月三十日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

厚生労働大臣 加藤 勝信

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第二項（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二條、第二十二條の二第一項、第二十七條、第二十七條の二第一項、第二十八條、第三十條第二項、第三十三條第一項（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、及び第二項、第三十八條、第四十二條、第四十二條の二第一項、第四十三條、第四十九條、第五十八條、第六十三條、第六十九條、第七十三條、第七十四條第一項、第八十條、第八十一條第一項、第八十二條、第八十三條、第八十八條の三、第九十條並びに第九十四條から第九十七條までの規定による基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二條、第二十二條の二第一項、第二十七條、第二十七條の二第一項、第二十八條、第三十條第二項、第三十三條第一項（第三十條第一項において準用する場合を含む。）、及び第二項、第三十八條、第四十二條、第四十二條の二第一項、第四十三條、第四十九條、第五十八條、第六十三條、第六十九條、第七十三條、第七十四條第一項、第八十條、第八十一條第一項、第八十二條、第八十三條、第八十八條の三、第九十條並びに第九十四條から第九十七條までの規定による基準</p>

茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

所得の額にかかわらず小児の医療費の助成を受けることができるようにすることにより、小児を養育する者の経済的な負担の軽減を図るため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

3 条例の概要

- (1) 規則で定める額以上の所得がある小児を養育している者についても、小児の医療費の助成を受けることができる者とする事とした。（第3条関係）
- (2) 児童が満9歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療（入院に係る医療を除く。）の給付が行われた場合であっても、小児を養育する者が負担すべき額から規則で定める額を控除して得た額を助成することとした。（第4条関係）
- (3) この条例は、一部の規定を除き、令和5年7月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(対象者) 第3条 略 2 略</p> <p>(助成の範囲) 第4条 市長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除して得た額</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>を助成する。</p>	<p>(対象者) 第3条 略 2 略 3 <u>第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない18歳に満たない者でその者が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるものは、対象としない。</u></p> <p><u>(1) 児童以外の小児を養育している者 当該養育している児童以外の小児が医療を受けた日の属する年の前年（当該児童以外の小児が1月1日から6月30日までの間に医療を受けた場合には、前々年）の所得</u></p> <p><u>(2) 児童（4歳に達する日の属する月の末日までにある者を除く。以下この号において同じ。）を養育している者 当該養育している児童が4歳に達した日の翌日の属する年から15歳に達した日の翌日の属する年までの各年の前年（当該児童が4歳から15歳までの各年齢に達した日の翌日が1月1日から6月30日までの間にある場合には、前々年）の所得</u></p> <p>(助成の範囲) 第4条 市長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除して得た額（9歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療（入院に係る医療を除く。）の給付が行われた場合にあつては、当該控除して得た額から1回の診療又は手当につき500円（当該控除して得た額が500円に満たない場合には、当該控除して得た額とする。）を控除して得た額とする。）を助成する。</p>

茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

二 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

三 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

健康保険法施行令等の改正に鑑み出産育児一時金の額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い保険料の賦課額の限度額及び保険料の減額の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に用いる金額を引き上げるため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第1項及び第81条

3 条例の概要

- (1) 出産育児一時金の額を、500,000円に引き上げることとした。（第8条関係）
- (2) 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を、220,000円に引き上げることとした。（第31条関係）
- (3) 低所得者の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する場合において、これらの額の10分の5を減額して保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を290,000円に、10分の2を減額して保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を535,000円にそれぞれ引き上げることとした。（第41条関係）
- (4) この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>500,000</u>円を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第31条 第24条又は第27条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第24条の後期高齢者支援金等賦課額と第27条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、<u>220,000</u>円を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第41条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>290,000</u>円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>420,000</u>円を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第31条 第24条又は第27条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第24条の後期高齢者支援金等賦課額と第27条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、<u>200,000</u>円を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第41条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>285,000</u>円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得</p>

金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に535,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2
〈 略
4

金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2
〈 略
4

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参照条文

○健康保険法

(出産育児一時金)

第一百条 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

○国民健康保険法

第五十八条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 保険者は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。

3 保険者は、第一項の保険給付及び前項の傷病手当金の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(条例又は規約への委任)

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従って条例又は規約で定める。

○健康保険法施行令（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）の規定による改正前のもの）

(出産育児一時金の金額)

第三十六条 法第一百一条の政令で定める金額は、四十万八千円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、四十万八千円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺ひにかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となったものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

○国民健康保険法施行令（国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）の規定による改正前のもの）

(市町村の保険料の賦課に関する基準)

第二十九条の七 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号イ(6)及びロ(4)において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項及び附則第四条第二項において同じ。）

- 二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第三項及び附則第四条第三項において同じ。）
- 三 世帯主の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（第四項において「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第四項において同じ。）
- 2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
- イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額
- (1) 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額
- (2) 国民健康保険事業費納付金（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
- (3) 法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- (4) 法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- (5) 保健事業に要する費用の額
- (6) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額
- ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額
- (1) 法第七十四条の規定による補助金の額
- (2) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この(2)において同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額
- (3) 法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額
- (4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額
- ハ 当該年度における法第七十七条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額
- 二 基礎賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。
- イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
- ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
- ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

- 三 当該基礎賦課額は、前号イからハまでに掲げる基礎賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。
- 四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、第六号本文、第七号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が第九号の規定に基づき定められる当該基礎賦課額の限度額（第六号において「基礎賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。
- 五 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。
- 六 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を当該年度の地方税法の規定による固定資産税の額又は当該額のうち土地及び家屋に係る部分の額（以下「固定資産税額等」という。）に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、第四号本文、この号本文、次号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が基礎賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。
- 七 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定するものであること。
- 八 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。
- イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下このイ及び附則第四条第二項第五号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ロ及び次項第七号において「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ハ及び次項第七号において「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分すること。
- ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。
- ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。
- 九 第三号の基礎賦課額は、六十五万円を超えることができないものであること。
- 3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 当該後期高齢者支援金等賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項及び附則第四条第三項第一号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

- イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額
- ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額
- (1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
- (2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額
- ハ 当該年度における法第七十七条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額
- 二 後期高齢者支援金等賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。
- イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
- ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
- ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
- 三 当該後期高齢者支援金等賦課額は、前号イからハまでに掲げる後期高齢者支援金等賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。
- 四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該後期高齢者支援金等賦課額の限度額（次号において「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。
- 五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が後期高齢者支援金等賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。
- 六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定するものであること。
- 七 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。
- イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で按分すること。
- ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。
- ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。
- 八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、二十万円を超えることができないものであること。
- 4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 当該介護納付金賦課額（次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項において「介護納付金賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額

の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

二 介護納付金賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

三 当該介護納付金賦課額は、前号イからハまでに掲げる介護納付金賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該介護納付金賦課額の限度額（次号において「介護納付金賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が介護納付金賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を介護納付金賦課被保険者の数に按分して算定するものであること。

七 第三号の世帯別平等割額は、第二号イ及びロの世帯別平等割総額を介護納付金賦課被保険者が属する世帯の数に按分して算定するものであること。

八 第三号の介護納付金賦課額は、十七万円を超えることができないものであること。

5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

二 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の

金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号及び第三号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額（第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない場合においては、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割額）を減額するものであること。

二 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。

三 前二号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める割合を乗じて得た額であること。

イ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯 十分の七

ロ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 十分の五

ハ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所

得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 十分の二

四 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 前号イに掲げる世帯 十分の六

ロ 前号ロに掲げる世帯 十分の四

五 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、前二号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 第三号イに掲げる世帯 十分の五

ロ 第三号ロに掲げる世帯 十分の三

第二十九条の七第三項第八号中「二十万円」を「二十二万円」に改め、同条第五項第一号中「五十二万円」を「五十三万五千円」に、「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同項第三号口中「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同号八中「五十二万円」を「五十三万五千円」に改める。
附則第四條第三項第六号中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 この政令による改正後の第二十九条の七第三項及び第五項並びに附則第四條第三項の規定は、令和五年度以後の年度分の保険料について適用し、令和四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年二月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二十四号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「五十二万円」を「五十三万五千円」に改める。

政令第二十三号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百一条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第七十三条第一項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（これらの規定を私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「四十万八千円」を「四十八万八千円」に改める。

一 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十六条

二 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第七条

三 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の七

四 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の四

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前の出産に係る健康保険法及び船員保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金並びに私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 永岡 桂子

厚生労働大臣 加藤 勝信

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年二月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

社会経済情勢を踏まえ、継続して企業等を支援する必要があることから、企業等の立地等に係る固定資産税及び都市計画税の課税の特例の期間を延長するため提案する。

2 根拠法規

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 3 条第 1 項

3 条例の概要

- (1) 企業等が市の区域において家屋を新築して事業所を設置し、事業を開始する等した場合における固定資産税及び都市計画税の優遇措置の対象となる期間を令和 10 年 3 月 31 日まで延長することとした。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(立地等に係る課税免除)</p> <p>第3条 平成28年4月1日から令和10年3月31日までの間(以下「奨励期間」という。)に、次のいずれにも該当する立地をした企業等(納期限が到来している国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者に限る。以下この条及び次条において同じ。)であって、当該立地の年に、茅ヶ崎市の区域に存する子会社について特例子会社の認定を受け、又は茅ヶ崎市の区域において事業所内保育施設の設置をしたものが所有する当該立地に係る事業の用に供する固定資産であって、規則で定めるものに対しては、茅ヶ崎市市税条例(昭和25年茅ヶ崎市条例第47号。以下「市税条例」という。)第33条及び第85条の規定にかかわらず、当該立地の日の属する年の翌年の1月1日(当該立地の日が1月1日である場合にあつては、その日の属する年の1月1日)を賦課期日とする年度から7年度分(当該立地に係る投下資本額が300,000,000円(中小企業者にあつては、50,000,000円)以上である場合にあつては、9年度分)の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2</p> <p>」 略</p> <p>4</p>	<p>(立地等に係る課税免除)</p> <p>第3条 平成28年4月1日から令和5年3月31日まで の間(以下「奨励期間」という。)に、次のいずれにも該当する立地をした企業等(納期限が到来している国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者に限る。以下この条及び次条において同じ。)であって、当該立地の年に、茅ヶ崎市の区域に存する子会社について特例子会社の認定を受け、又は茅ヶ崎市の区域において事業所内保育施設の設置をしたものが所有する当該立地に係る事業の用に供する固定資産であって、規則で定めるものに対しては、茅ヶ崎市市税条例(昭和25年茅ヶ崎市条例第47号。以下「市税条例」という。)第33条及び第85条の規定にかかわらず、当該立地の日の属する年の翌年の1月1日(当該立地の日が1月1日である場合にあつては、その日の属する年の1月1日)を賦課期日とする年度から7年度分(当該立地に係る投下資本額が300,000,000円(中小企業者にあつては、50,000,000円)以上である場合にあつては、9年度分)の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2</p> <p>」 略</p> <p>4</p>

茅ヶ崎市企業等立地等促進条例の一部を改正する条例参照条文

○地方税法

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(公益等による課税免除及び不均一課税)

第六条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

茅ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備の新設等の基準に関し特例を定めることにより、安全安心な市民生活を守り、公共用水域の水質の保全を図るため提案する。

2 根拠法規

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 25 条

3 条例の概要

- (1) 排水設備義務者が、冷却の用に供した水で雨水と同程度以上に清浄である汚水を排出する場合において、当該汚水の排水設備を雨水を排除すべき公共ます等に固着させても支障がないと市長が認めて許可したときは、当該汚水の排水設備を雨水を排除すべき公共ます等に固着させることができることとした。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。

茅ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(排水設備の新設等の基準)</p> <p>第3条 排水設備義務者が排水設備を新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離し、汚水の排水設備にあつては汚水を排除すべき公共ます等、雨水の排水設備にあつては雨水を排除すべき公共ます等に固着させること。<u>ただし、冷却の用に供した水で雨水と同程度以上に清浄である汚水を排出する場合において、当該汚水の排水設備を雨水を排除すべき公共ます等に固着させても支障がないと市長が認めて許可したときは、当該汚水の排水設備を雨水を排除すべき公共ます等に固着させることができる。</u></p> <p>(3)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5)</p>	<p>(排水設備の新設等の基準)</p> <p>第3条 排水設備義務者が排水設備を新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離し、汚水の排水設備にあつては汚水を排除すべき公共ます等、雨水の排水設備にあつては雨水を排除すべき公共ます等に固着させること。</p> <p>(3)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5)</p>

茅ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例参照条文

○下水道法

(管理)

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(放流水の水質の基準)

第八条 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水（以下「公共下水道からの放流水」という。）の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者

三 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

(条例で規定する事項)

第二十五条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

○下水道法施行令

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第八条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。

二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

五 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。

六 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

七 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業

の用に供する建築物内においては、この限りでない。

- 八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
- イ もつばら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
 - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- 九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- 十 ますの底には、もつばら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- 十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

茅ヶ崎市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例について

1 提案の理由

消防団員の報酬の額を引き上げることにより、消防団員の確保を図るため提案する。

2 根拠法規

消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条第1項

3 条例の概要

- (1) 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とすること等とした。（第13条、別表第1、別表第2関係）
- (2) 規定を整備することとした。（第8条、第14条、第15条、旧第14条関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（第16条、第17条関係）
- (4) この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前												
<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときはあらかじめ指定するところに<u>従い</u>直ちに<u>出動し、職務に従事しなければならない。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p>2 団員には、別表第1による<u>年額報酬</u>を支給する。</p> <p>3 <u>団員が災害、警戒、訓練等に出動し、職務に従事した場合は、別表第2による出動報酬を支給する。</u></p> <p>4 消防ポンプ自動車又は<u>消防ポンプ積載車の運転を担当する団員には、第2項の年額報酬に年額5,000円を加算し支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 _____<u>団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として一般職の職員の例により算定した額の旅費を支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第15条 <u>団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害を有することとなった場合においては、その団員又は遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(退職報償金)</p> <p>第16条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 略</p> <p>別表第1 (第13条関係)</p> <p><u>年額報酬</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">階級</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 70%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td style="text-align: center;">82,500円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	区分	報酬額	団長	年額	82,500円	<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときはあらかじめ指定するところに<u>したが</u>直ちに<u>出動し、職務に従事しなければならない。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 _____<u>団員には、別表第1による報酬</u>を支給する。</p> <p>2 消防ポンプ自動車または消防ポンプ積載車の運転を担当する団員には、<u>前項の報酬</u>に年額<u>4,300円</u>を加算し支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 <u>団員が命令により水火災その他の災害もしくは訓練等に出動した場合は、別表第2による費用弁償を支給する。</u></p> <p>第15条 <u>前条に定めるもののほか、団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として一般職の職員の例により算定した額の旅費を支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第16条 <u>団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは身体に障害を有することとなった場合においては、その団員または遺族もしくは被扶養者に対し損害を補償する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(退職報償金)</p> <p>第17条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 略</p> <p>別表第1 (第13条関係)</p> <p><u>消防団員報酬</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">階級</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 70%;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td style="text-align: center;">72,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	区分	報酬額	団長	年額	72,000円
階級	区分	報酬額											
団長	年額	82,500円											
階級	区分	報酬額											
団長	年額	72,000円											

副団長	年額	<u>69,000円</u>
分団長	年額	<u>50,500円</u> (消防団本部に所属する分団長にあつては、 <u>69,000円</u>)
副分団長	年額	<u>45,500円</u>
部長	年額	<u>37,000円</u>
班長	年額	<u>37,000円</u>
団員	年額	<u>36,500円</u>

別表第2 (第13条関係)

出勤報酬

区分	支給単位	報酬額
災害の場合	1日	<u>4,000円</u> (出勤時間が4時間以上の場合にあつては、 <u>8,000円</u>)
警戒、訓練等の場合	1日	<u>2,000円</u> (出勤時間が3時間以上の場合にあつては、 <u>3,600円</u>)

副団長	年額	<u>59,000円</u>
分団長	年額	<u>42,000円</u> (消防団本部に所属する分団長にあつては、 <u>44,000円</u>)
副分団長	年額	<u>38,500円</u>
部長	年額	<u>36,000円</u>
班長	年額	<u>33,500円</u>
団員	年額	<u>32,000円</u>

別表第2 (第14条関係)

消防団員費用弁償

区分	支給単位		費用弁償額
	回数	時間	
火災、水災訓練警戒等の出勤	1回	3時間未満	<u>2,000円</u>
		3時間以上	<u>3,600円</u>

茅ヶ崎市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○消防組織法

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

○消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

(消防団員の処遇の改善)

第十三条 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和4年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	財務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	株式会社ヤマダデンキ
6	営業種目	情報処理用機器材
7	開札日	令和4年12月27日(火)
8	件名	タブレット端末 (a n d r o i d)
9	履行期間 (契約期間)	市議会議決の日から令和5年3月20日(月)まで
10	予定価格 (税抜)	—
	予定価格 (税込)	—
11	落札金額 (税抜)	¥33,409,950
	落札金額 (税込)	¥36,750,945
12	最低制限価格 (税抜)	—
	最低制限価格 (税込)	—
13	調査基準価格 (税抜)	—
	調査基準価格 (税込)	—
14	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	株式会社ヤマダデンキ	33,409,950	—	—	—	落札
2	株式会社ワイイーシーソリューションズ	43,600,200	—	—	—	—
3	有限会社やなぎや	—	—	—	—	辞退

「報告第2号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和4年11月9日 午後2時07分頃
 事故発生場所 東海岸南四丁目11番27号先
 事故当事者 相手方 市内所在の法人
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和4年11月 9日 事故発生

令和4年11月 9日 景観みどり課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。

令和4年11月 9日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。

令和4年12月26日 専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		144,922円
(算出内訳)		(修理費) 107,082円 (代車費用) 37,840円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	144,922円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 144,922円×100% =144,922円	

「報告第3号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和4年10月20日 午後2時35分頃
 事故発生場所 矢畑768番地15先
 事故当事者 相手方 市内在住の女性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和4年10月20日 事故発生

令和4年10月20日 環境事業センターより資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。

令和4年10月21日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。

令和4年12月27日 専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区 分	茅ヶ崎市	相 手 方
損 害 額		271,700円
(算出内訳)		(修理費) 271,700円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	271,700円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 271,700円×100% = 271,700円	

「報告第4号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和4年11月15日 午前10時00分頃
 事故発生場所 浜之郷1224番地先
 事故当事者 相手方 神奈川県茅ヶ崎警察署
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和4年11月15日 事故発生

令和4年11月15日 スポーツ推進課より資産経営課へ事故発生の連絡を受ける。

令和4年11月16日 事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会の基幹システムにて事故登録し、電話で連絡する。

令和5年 1月19日 専決処分をする。

損害賠償の額の内訳

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		70,400円
(算出内訳)		(修理費) 70,400円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	70,400円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 70,400円×100% =70,400円	

